

赤字は記載例ですので、事業所にあった内容を記載してください。

〇〇ビル ((有)〇〇 △△営業所) 消防計画

建物名やテナント名を記入

統括防火管理者選任届を提出している場合に「該当」を選択。

統括防火管理 [該当・非該当]

年 月 日作成

第1 目的及びその適用範囲等

作成する消防計画の根拠法令を記入する。統括防火管理に該当する場合は、「消防法第8条第1項及び第8条の2第1項」と、該当しない場合は、「消防法第8条第1項」と記載する。

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、〇〇ビル ((有)〇〇 △△営業所)の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

建物全体の場合：建物名
テナントの場合：テナント名

2 適用範囲

(1) この計画に定めた事項については、次の部分及び者に適用し、守らなければならない。

建物の管理権原が分かれている場合は、「ア」にテナント名等を記入する。また、権原が及ぶ範囲を文章又は平面図等に図示して明確にしたものを添付する。

- 該当するものを記載する。
- ア 当該管理権原の及ぶ範囲は 〇〇ビルの△△テナント 部分とする。
 - イ 〇〇ビル ((有)) 〇〇 △△営業所 に勤務し、出入りする全ての者
 - ウ その他

建物の管理権原が分かれていない場合は、「イ」に建物名等を記入する。

防火管理業務の一部を委託している 〇〇〇〇警備会社

(2) その他

防火管理業務の一部を第三者の警備会社等に委託している場合は、当該警備会社等も消防計画の適用対象とし、「ウ」のように記載する。

3 防火管理業務の一部委託について [該当・非該当]

防火管理業務の一部を警備会社等に委託している場合は、その委託内容を別表10に記載し、消防計画に添付する。委託の有無を○で囲む。

(1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(2) 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別表10「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、〇〇〇〇 とし、〇〇ビル ((有)) 〇〇 △△営業所 の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等（特殊消防用設備等）の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(5) 管理権原者は、統括防火管理者が全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。

統括防火管理者選任届を提出している場合には、例示に示す内容等を記載する。管理権原者が複数いる事業所では、建物全体の防火管理について協力する必要があるためです。

(6) 管理権原者は、ビル全体の安全性を高めるように努めるとともに「自衛消防組織に関する協議会」に参加する。

消防法第8条の2の5により、複数の管理権原者により自衛消防組織に関する協議会が設置される場合に、例示に示す内容等を記載する。各事業所の管理権原者が自衛消防組織に関する協議会に参加し、自衛消防組織の業務に関する事項について定めます。

2 防火管理者

防火管理者は、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

消防法令上、防火管理者が行うべき防火管理業務について記載する。
「火災予防上の自主検査」の項目の内容については、事業所に応じたものを記載する。

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

- ア 建物 基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段 ※建物の主要構造部等について記載する。
- イ 防火施設 防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁 ※火災拡大を防ぐための施設について記載する。
- ウ 避難施設 階段、避難口 ※ 避難するのに必要な施設について記載する。
- エ 電気設備 変電室、分電盤 ※ 電気を使用する設備全般について記載する。
- オ 危険物施設 少量危険物貯蔵取扱所 ※ 消防法令上の危険物を取り扱っている施設について記載する。
- カ 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）
給湯設備、厨房設備、ボイラー ※ 火を使用する設備全般について記載する。
- キ 消防用設備等 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備（放送設備）、避難器具、誘導灯 ※ 設置されている消防用設備等について記載する。

(4) 防火対象物の法定点検の立会い

防火対象物の法定点検に該当しない場合は、記載不要。

- (5) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

消防用設備等の法定点検を設備業者に委託する場合は、防火管理者等が点検に立ち会い、点検結果を確認し説明を受けるなど、消防用設備等の維持が適正に行われるようにする必要があります。

- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の策定

改装、模様替等の工事場所は、溶接等で火花が散るなどして火災の危険性が高いことから、防火管理者等が立ち会って確認するか、事前に安全対策を策定し、有事の際の連絡等について決めておく必要があります。

- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督

- (8) 収容人員の適正管理

過剰な人員が入場することで、有事の際に混乱を起こさせないようにするため、事業所内の収容人員を管理します。

- (9) 全従業員等 に対する防災教育の実施

防火管理者が実施する防災教育の対象者を記載する。
病院・社会福祉施設・学校等は「職員等」とする。

- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督

- (11) 管理権原者への提案や報告

管理権原者に不備・欠陥箇所や自主チェック表の内容などについて報告します。

- (12) 放火防止対策の推進

- (13) その他

事業所の状況に応じた防火管理に必要な業務を記載する。

第3 消防機関との連絡等

消防法令で定められている消防機関への届出等を記載する。届出等を行わなかった場合は、消防法令違反となる場合があります。

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防隊の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	消防訓練を実施する前	防火管理者
(4) 消防用設備等点検結果報告	<u>1年</u> に1回〔総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書〕 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="color: red;">消防用設備等の点検結果を消防署長へ報告する時期を記載する。 ※ 点検頻度ではないことに注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、飲食店、店舗、病院などの特定防火対象物→1年に1回 ・ 学校、工場、事業所などの非特定防火対象物→3年に1回 </div>	防火管理者の確認を受けた後に報告する。
(5) 防火対象物定期点検結果報告	<u>1年</u> に1回 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="color: red;">防火対象物の定期点検結果は1年に1回の報告が必要です。 防火対象物の定期点検が必要な防火対象物に該当しない場合は、記載不要。</p> </div>	管理権原者
(6) その他	<p style="color: red;">消防用設備等の設置届</p> <p style="color: red;">火気使用設備器具の設置届</p> <p style="color: red;">少量危険物等の貯蔵・取扱届</p> <p style="color: red;">消防用設備等の設置内容に変更が生じた場合</p> <p style="color: red;">火気使用設備器具を設置した場合</p> <p style="color: red;">少量危険物・指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合</p>	関係者

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等をこの消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳などの消防関係書類簿冊を作成し、整備し、保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳などの消防関係書類簿冊のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

(1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。

日常の火災予防を適切に実施することができる責任者を記載する。

(2) 別表1は 全従業員（職員） に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

火災予防には、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者のみならず、全従業員（職員）で心がけ、適切に行うことが必要です。別表1を配布する対象を記載する。

(3) その他

防火管理者は、日常の火災予防上の自主検査が効果的に行われているか、各担当者に確認を行う。

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2『自主検査チェック表（日常）「火気関係」』及び別表3『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

(イ) 「火気関係」のチェックは 毎日終業時 に行う。

(ロ) 「閉鎖障害等」のチェックは 1日2回 行う。

「火気関係」については、終業時の確認を徹底し、火災予防に努めます。
「閉鎖障害等」については、日常業務の中で、従業員や利用者等の避難障害等がないか確認をします。

イ 定期的に行う検査は、別表4「自主検査チェック表（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

実施時期は、4月と10月の年2回とする。

建物の構造、防火戸等の防火設備、階段通路等の避難施設、火気使用設備器具や電気器具、危険物施設の状況に応じて主に防火に関する項目について、定期的に自主検査を行うものです。

ウ その他

・防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。

(2) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表5「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、防火担当者責任者がチェックする。

イ 実施時期は、1月と7月の年2回とする。

消防用設備等の点検を設備業者に委託している場合は、法定点検として、半年に1回の機器点検、1年に1回の総合点検が行われますが、法定点検とは別に、防火管理者や担当者が消防用設備等の操作及び動作等に支障がないか確認することが必要です。

防火対象物の定期点検が必要な防火対象物に該当しない場合は、「防火対象物」部分を、——などで削除する。

3 防火対象物及び消防用設備等の法定点検

- (1) 防火対象物の法定点検は、〇〇防災設備（株）に委託して 行う。

防火対象物の定期点検が必要な防火対象物に該当しない場合は記載不要。事業所内で資格を持った従業員が行う場合は、その者の氏名を記載する。

- (2) 消防用設備等の法定点検は、〇〇防災設備（株）に委託して 別表6により行う。
(3) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。

防火対象物の定期点検・消防用設備等の法定点検を設備業者に委託する場合は、防火管理者等が点検に立ち会い、点検結果を確認し説明を受けるなど、消防用設備等の維持が適正に行われるようにする必要があります。

- (4) その他

自家発電設備の法定点検は〇〇電気保安協会に委託して行う。

その他、事業所に応じて法定点検が必要な設備等について記載する。

4 報告等

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定する。

- (4) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施結果は、防火管理維持台帳等に編纂し保存する。

防火対象物の定期点検が必要な防火対象物に該当しない場合でも、防火管理維持台帳等の簿冊により防火管理に関する記録等を保管・管理するよう努めてください。

5 その他

建物、防火設備、避難施設（共用部分）の検査は、建物所有者が実施する。

統括防火管理者選任届を提出している場合、共用部分の点検等について、具体的に誰が実施するのか明記しておくことが重要です。

第5 厳守事項

防火戸、防火シャッターなどの防火設備がない場合は、「防火戸、防火シャッター」の記載不要。

1 従業員等が守るべき事項

(1) 全従業員（職員）は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、テーブル等）を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

オ その他

・担当階（担当エリア）の非常口等の管理状況について、常時確認しておく。（飲食店等の場合）

・担当階（担当エリア）の非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておく。（ホテル等の場合）

事業所の状況に応じた避難施設と防火設備等に関する遵守事項を記載する。

(2) 火気管理等

ア 喫煙管理について常に注意し、火気使用設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸い殻の点検を行う。

イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 火気使用設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気使用設備器具は指定された場所で使用する。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

キ その他

・客席内における観客等の禁煙の徹底を図る。（劇場等の場合）

・吸殻の回収は一定時間ごとに行い、ごみの管理を徹底する。（遊技場等の場合）

・厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルターなどは定期的に清掃する。（飲食店、ホテル等）

・調理担当者は、火気使用中は、絶対に持場を離れない。（飲食店、ホテル等）

事業所の状況に応じた火気管理に関する遵守事項を記載する。

(3) 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
- カ その他

・警備員による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。(百貨店、病院等)

・裏口から出入りする者のチェックを行う。(百貨店、病院等)

・園児等の手の届くところにマッチ、ライター等を置かない。(幼稚園等)

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

- ・防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入店しないように従業員等に徹底する。(飲食店等)

事業所の利用者等の把握（児童、患者、高齢者等）を行い、消防法等で定められた収容人数を超える人数を収容することがないように適正に管理し、災害時の避難におけるパニック防止ができるように、事業所に適した収容人員の管理を記載する。

(2) 工事中の安全対策の策定

- ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。
また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて工事中の消防計画の届出を行う。
- (7) 増築等で建築基準法第7条の6及び第18条第24項に基づき特定行政庁等に仮使用申請をしたとき
 - (8) 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき
- イ 工事人等の遵守事項
防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。
- (7) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
 - (8) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - (9) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
 - (10) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - (11) 放火を防止するために、資器材等の整理整頓をすること。
 - (12) その他

・工事内容に変更が生じた場合は、防火管理上支障がないか防火管理者に確認する。

工事内容に応じた安全対策となるように、記載する。

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

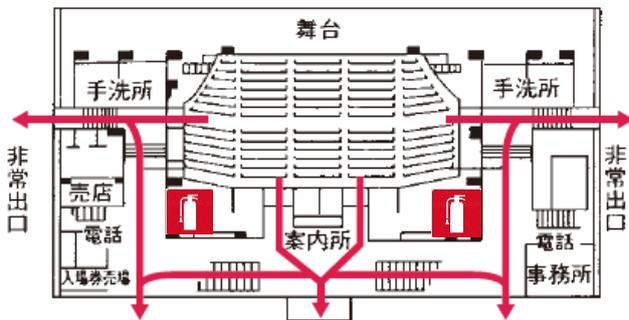
- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- イ 火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
- エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- オ その他必要と認められる事項

(4) その他

防火戸・防火シャッター等が設置されている場合に記載する。設置がない場合は、「ア」の記載不要。防火戸などの周囲には物品が置かれ、閉鎖障害となることが多いことから、閉鎖範囲等をテープなどで明示しておく必要があります。

- ア 防火戸・防火シャッター の閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに必ず明示する。
- イ 避難経路図を作成し、1階の出入口付近、各階の階段の付近、従業員休憩室（ホテルの場合は全宿泊室） に掲出する。

(例) 場内略図と避難経路図
(←矢印が避難方向です)



避難経路図を掲出する場所を具体的に記載する。

←避難経路図には、避難施設や消防用設備等の設置位置、避難上の注意事項も記載しておく効果的です。

ウ その他

建物、事業所の業態に応じた遵守事項を記載する。

- ・ 条例等の基準に従い、客席及び避難通路を管理する。(劇場等、飲食店等)
- ・ 防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者と、火災予防上必要な事項を協議し、火災予防上の対策を講じる。(催物開催時等)
- ・ 非常の際は速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを確保する。(劇場、遊技場等)
- ・ 防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物等が防災物品であるかを確認する。(劇場、旅館、病院等)

第6 自衛消防隊等

建物、事業所の業態に応じた担当者の遵守事項を記載する。担当の重複により対応できない編成とはしないように注意すること。

1 隊の編成

自衛消防隊の編成は、別表7のとおりとし、この別表は、従業員休憩所、従業員更衣室、事務室の見やすいところに掲示する。

別表を掲示しておく場所として、従業員等が頻繁に出入りする部屋等を具体的に記載する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

(他の事業所から火災が発生したときは、全体についての消防計画に基づき自衛消防活動を行う。)

統括防火管理に該当する場合は、上記の内容を記載する。

(1) 通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、内線電話により事務室（又は防災センター）〇〇番へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

119番通報以外に火災の連絡をする場所を定めた場合には、その旨を記載する。

注 ①建物の所在地、②建物等の名称、③火災の状況（出火位置、何が燃えているのか、逃げ遅れ等の有無等）などの通報すべき内容をまとめ、従業員等が把握しておくことが必要です。

119番通報内容を迅速、的確に通報するためには、事務室の電話の設置場所に「通報文例」を掲示しておくことが必要です。」

消防機関への通報は、火災の内容が十分把握できていない段階でもまず通報し、状況が確認できしだい随時情報を119番通報します。

イ 事務室（防災センター）の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により出火場所や消火・避難誘導を指示する。

放送設備がある場合に記載します。
放送設備が設置されていない場合には、通報連絡担当が建物内に火災の発生を知らせる旨を記載する。

ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

オ その他

放送文は別記2に定めるものとし、放送設備の付近に常備する。

[自動火災報知設備と非常放送設備が連動の場合]

自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、1人以上を防災センター等に残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場確認へ急行する。

現場確認に急行した勤務員は、非常電話等により防災センター等に連絡する。

また、防災センター等の勤務員は、現場から防災センター等へ火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119番）へ通報する。

防災センター等の勤務員は、火災状況によっては非常放送設備を手動に切り換え、必要な事項を放送する。

在館者の混乱を防ぐため、従業員等のみわかる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に非常放送設備を手動で起動させ、暗号文を放送する。

なお、放送文は別記2によるものとする。

一斉放送することによって混乱が予想される場合には、自衛消防隊や従業員等のみわかる内容の放送文（暗号文）を作成しておくことも一つの方策です。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある 消火器（屋内消火栓設備） を用いて消火する。

初期消火に使用する消防用設備等を記載する。
※ 初期消火は、初期消火担当だけでなく火災の直近にいる者も身近に設置してある消火器具（消火器等）や屋内消火栓設備などにより消火活動を行います。
使用する消火器具は、火元近くにできるだけ多く集め、連続して集中的に使用すると効果的であり、操作手順等は、別に「防火管理マニュアル」に定めて、徹底を図る必要があります。

(3) 避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ 非常放送設備（携帯用拡声器等） を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

避難誘導に使用する設備等を具体的に記入する。
※ 来場者の多くは訓練をされておらず、建物に不案内な者の集まりです。そのため、その場の従業員等の言動に大きく左右されやすく、事業所の自衛消防隊員が行う初期の指示、行動は、避難誘導活動全体の成否を決める重要な役割もっています。

ウ 避難方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ その他 エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

例示のほか、避難誘導上必要な事項を記入する。
(例) 屋外階段からの避難を原則とする。

避難誘導責任者は、火災の状況に応じ、トイレや店内に逃げ遅れた者がいないか確認し、自衛消防隊長に報告することが必要です。

(4) 安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

イ その他 空調設備と乗用エレベーターの運転は、中止する。

火災のときは停電するおそれがあるため、乗用エレベーターで避難した場合、エレベーターが停止する可能性があります。
また、空調設備を作動させたままにしておくと、火災の煙等が空調設備を介して建物に拡散するおそれがあります。
防火戸や防火シャッターの閉鎖、排煙設備の作動、空調設備の停止、危険物品等の移動又は除去、エレベーターの運転制御、非常電源の確保、水損防止等の活動があります。

(5) 応急救護

- ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
- ウ その他

原則として、屋外駐車場に救護所を設置する。

救護所は、当ホテル（又は病院、幼稚園等）前の公園とする。

救護所は事前に決めておきますが、火災の状況によっては事前に決めた場所に救護所が設置できない場合があります。そのことを踏まえ救護所を記載しましょう。

(6) 救出、救護

応急救護担当は、地震時において(5)の任務のほか、次の活動を行う。

- ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
- イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- ウ その他

チェーンソー等危険が伴う資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が取り扱う。

3 自衛消防隊の活動範囲

- (1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- (3) その他

ア 近隣の建物等に対する応援出場は、〇〇との応援協定の範囲内とする。

イ アの協定は、管理権原者が行う。

4 その他

- ・ ガス漏えい事故が発生した場合は、漏えい個所を確認し、火気使用制限を行うとともに、関係ガス事業所に遮断要請する。

連絡先 〇〇〇〇ガス△△営業所 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

- ・ 消防隊への引き継ぎを次のとおり行う。

火災現場への誘導（出火場所への誘導、進入口の誘導など）

情報の提供（延焼の状況、避難の状況、自衛消防の活動状況など）

第7 休日、夜間の防火管理体制

夜間、休日の防火管理体制については、事業所の業態にもよりますが、職員等勤務する者が通常時の体制と異なるため、緊急時の対応を具体的に定めておくことが重要です。

緊急連絡先 TEL ○○○-○○○○-○○○○ 氏名 ○○○○

1 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

休日、夜間の自衛消防隊の編成は、別表7のとおりとする。

職員勤務員等が少数となる夜間、休日の防火管理体制については必要に応じて別表7を活用し、別に定めておくことも重要です。勤務人員等に留意して作成すること。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

勤務者が火災の状況を把握し、分担してそれぞれの行動にあたること。

イ 初期消火

全員が協力して、消火器（屋内消火栓設備）を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

初期消火に使用する消防用設備等を記載する。

ウ 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、非常放送設備（携帯用拡声器等）を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

避難誘導に使用する設備等を具体的に記載する。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

オ その他

[テナントが複数あり、管理が異なるビルなどの場合]

状況に応じて他管理のテナントへ火災の発生・状況等について緊急連絡先へ通報し、協力して初期消火・避難誘導等を実施する。

2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、委託警備会社（隣接社宅、寮の従業員等）からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

第8 地震対策

地震による被害を最小限に食い止めるために、地震に備えた予防対策や地震が発生したときの活動対策を具体的に定めておくことが重要です。

1 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、(役職) ○○○○とする。

施設・設備等を維持管理することができる権限を持った者を記入する。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒・移動防止措置を行う。

イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の倒壊、落下及び転倒防止措置を行う。

ウ 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

オ その他

〔津波などによる災害の発生が予想される地域の場合〕

ハザードマップ等で事前に被害が想定される場所及び避難場所を確認する。

(3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
1 飲料水	防災センター又は警備員室 ※ 震災時に容易に取り出すことができる場所を選定して、記載する必要があります。(事務室、備品倉庫など)
2 非常用食料 (缶詰、乾パン等)	
3 医薬品	
4 懐中電灯	
5 携帯ラジオ	
6 携帯用拡声器	
7 救出用資機材 (てぶくろ、ヘルメット、救急用品、ナイフ等)	

2 地震後の安全措置

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 出火防止

ア 火気使用設備器具の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ その他

ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。

(3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

(4) 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

(5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

(6) その他

ア 避難通路の確保を行う。

イ 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ、状況を把握する。

3 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいる在館者に知らせる。

ウ その他

建物内等の危険個所を把握し、情報共有する。

(2) 救出、救護

ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

ウ その他

公設消防隊がすぐに到着できない場合があるため、自助による救出も重要です。

地震時の災害規模によって、消防隊等による到着が遅れ、早急な救出が必要と予想される場合は、救出資器材を活用して救助作業を行う。

(3) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、在館者の混乱防止に努め、次のことを行う。

事業所の形態により下線欄に、来店者、観客、入所者、生徒等を記載する。

(ア) 在館者 を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒・落下・移動に注意しながら、安全な場所で待機させる。

(イ) 在館者 を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所（「〇〇公民館」
（〇〇市〇〇町〇〇番地〇））までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。

ハザードマップ等で確認し、指定されている広域避難場所を記載する。

(ウ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

(エ) 避難誘導は、在館者 の先頭と最後尾に避難誘導班員を配置して行う。

(オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

(カ) その他

避難は一時集合場所「〇〇〇〇」に集合し、人員確認後、避難する。

広域避難場所にすぐに避難することが困難な場合があるため、一時集合場所を事前に決めておくことも重要です。

イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

ウ その他 統括防火管理に該当する場合は、下記の内容を記載する。

避難、避難誘導は全体についての消防計画に基づき、各事業所の避難誘導担当と協力して行う。

4 その他

(1) 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧しようするときは、次の措置を講じるものとする。

ア 工事人に対する教育の徹底

イ 立入禁止区域の指定と従業員等に対する周知徹底

ウ 避難経路の明確化

地震動により建物等が被害を受けた場合、管理権原者は、復旧工事又は建物の再使用に際して細心の注意を払うことが必要です。

復旧工事に伴う安全管理、建物再使用時の安全管理について定めておくことも重要です。

(2) 管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害等を防止するために次の対策を講じる。

ア 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。

イ 事業再開時には、火気使用設備器具の破損状況を検査し、安全であることを確認した後再使用を再開する。

(3) 防災訓練の実施

防火管理者は、勤務員等が迅速かつ適切な活動ができるように訓練を実施するものとする。

第9 防災教育

防火管理業務に従事する者に対し、消防計画の周知、業務の効果的な推進を図るための方策及び業務に必要な知識等について徹底するために、全従業員に対しては適時適切な防災教育を実施することが重要です。

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施対象者・実施時期・実施回数・実施者は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当者	火元責任者
新入社員	採用時	採用時	○		
正社員	○月・○月	年2回	○		
	朝礼時	必要に応じて		○	○
アルバイト・パート	採用時等	採用時その他 必要に応じて	○		
	朝礼時	必要に応じて		○	○
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。				

2 自衛消防隊員等の育成

(1) 自衛消防隊

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防隊の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

(2) 自衛消防隊の要員の育成

ア 管理権原者は、講習の受講が必要な自衛消防組織の要員に講習を計画的に受講させ育成を図るものとする。

イ 講習を修了した者を別表 8 に記載し、資格者が変更した都度、消防機関に連絡する。

消防法令で定める自衛消防組織の設置が必要な大規模な防火対象物の場合に(2)の事項を記載します。

3 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、おおむね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

- (ア) 全従業員等 が守るべき事項について
- (イ) 火災発生時の対応及び地震時の対応について

イ その他火災予防上必要な事項

防火管理マニュアルの徹底に関すること。消防機関が行う防災講習会等に参加する。

(2) 防災教育の実施方法

ア 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。

イ 毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。

ウ その他

社会的に大きな影響があった火災事例を従業員等に周知する。

消防機関から配布されるリーフレット等を掲示し、従業員の防火・防災意識の高揚を図る。

(3) その他

管理権原者は、講習の受講が必要な自衛消防組織の要員の受講状況を把握し、受講した日以後の最初の4月1日から5年以内に再講習を受講させ、それ以降も同様とする。

消防法令で定める自衛消防組織の設置が必要な大規模な防火対象物の場合に上記事項を記載します。

4 防火管理再講習

- (1) 防火管理者は、選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから1年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了した日以後の最初の4月1日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講する。
- (2) 管理権原者は、(1)の受講に際して、必要な措置を講じる。

第10 訓練

訓練は火災が発生した場合に消防隊が現場に到着するまでの間、各事業所の自衛消防隊が消火設備、避難設備等を活用して迅速・的確に人命の安全確保と災害の拡大防止の措置を取れるよう習熟することが必要です。

1 訓練の実施時期等

- (1) 訓練の種別・実施時期・実施回数は、次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
消火訓練	○月○月	<ul style="list-style-type: none"> ・別記1により、実施する。 ・その他の訓練は、安全防護訓練、応急救護訓練及び地震想定訓練を実施する。 ・総合訓練は、大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。
通報訓練	○月○月	
避難訓練	○月○月	
その他の訓練	○月○月	
総合訓練	○月○月	

- (2) 訓練は部分訓練を年2回以上、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

飲食店、店舗、病院、ホテル、社会福祉施設等の特定防火対象物では、消火訓練と避難訓練は、年2回以上実施することが義務付けられています。

- (3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

- (4) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 全従業員等 (パート、アルバイトを含む)

(ローテーションを組み全員が参加できるようにする。)

ウ ビル全体で実施する訓練に参加する。

統括防火管理に該当する場合には、左記の内容を記載する。

- (5) 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

- (1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

イ その他

事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

(2) 訓練実施時

ア 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

イ その他

訓練指導者は補助者等を要所に配置し、各操作などの安全を確認すること。

(3) 訓練終了後

使用資器材収納時には、手袋・ヘルメットを着装させるなど十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

(1) 防火管理者は、消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、別表9「消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

(2) その他

防火管理者は、訓練終了後、訓練内容等について、検討会を開催する。